

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

*の理由 ①: 炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規則DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

【変更認可申請(炉規制:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制のみはオレンジ部分で示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
原子炉本体	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項					1 原子炉本体	沸騰水型原子力発電設備に係るものにあつては、次の事項			
	1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ポイド係数及び出力反応度係数)並びに減速材の名称、種類及び組成						1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数(減速材温度係数、燃料棒温度係数、減速材ポイド係数及び出力反応度係数)並びに減速材の名称、種類及び組成			
	2 炉心に係る次の事項						2 炉心に係る次の事項			
	(1) 炉心形状(チャンネルボックスの主要寸法及び材料を付記すること。)、格子形状、燃料集集体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	4,5	D-1	—	炉心形状		(1) 炉心形状(チャンネルボックスの主要寸法及び材料を付記すること。)、格子形状、燃料集集体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	格子形状等			5	×	②-A,③
	(2) 燃料材の種類、燃料集集体平均濃縮度又は富化度(初装荷及び取替の別に記載すること。)、燃料集集体最高燃焼度(初装荷及び取替の別に記載すること。)&及び核燃料物質の最大装荷量	4,5	D-1	—	燃料材		(2) 燃料の種類、燃料集集体平均濃縮度又は富化度(初装荷及び取替の別に記載すること。)、燃料集集体最高燃焼度(初装荷及び取替の別に記載すること。)&及び燃料の最大装荷量	5	×	②-A,③
	(3) 燃料材の最高温度	—			—		(3) 燃料材の最高温度	—	—	—
	(4) 熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)	—			—		(4) 熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)	—	—	—
	(5) 炉心支持構造物に係る次の事項						(5) 炉心支持構造物に係る次の事項			
	イ 炉心シュラウド及びシュラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	炉心シュラウド		イ 炉心シュラウド及びシュラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	シュラウドサポート			5	×	②-A,③
	ロ 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	上部格子板		ロ 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ハ 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	炉心支持板		ハ 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ニ 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	中央燃料支持金具		ニ 燃料支持金具の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	周辺燃料支持金具			5	×	②-A,③
	ホ 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	制御棒案内管		ホ 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	3 反射材の名称、種類及び組成	—			—		3 反射材の名称、種類及び組成	—	—	—
	4 原子炉圧力容器に係る次の事項						4 原子炉圧力容器に係る次の事項			
	(1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	4,5,14	D-1	—	原子炉圧力容器		(1) 原子炉圧力容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに監視試験片の種類、初装荷個数及び取付箇所	5,8の2	×	②-A,③
	(2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項						(2) 原子炉圧力容器支持構造物に係る次の事項			
	イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	原子炉圧力容器スカート		イ 支持構造物の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	原子炉圧力容器の基礎ボルト		ロ 基礎ボルトの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	(3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項						(3) 原子炉圧力容器付属構造物に係る次の事項			
	イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	スタビライザ(原子炉圧力容器～しゃへい壁間)		イ 原子炉圧力容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	スタビライザ(しゃへい壁～格納容器間)		ロ 原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ハ 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	中性子計測ハウジング		ハ 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ニ 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	制御棒駆動機構ハウジング		ニ 制御棒駆動機構ハウジングの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	制御棒駆動機構ハウジング支持金具		ホ 制御棒駆動機構ハウジング支持金具の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ヘ 原子炉冷却材再循環ポンプモーターケーシング(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—			—		ヘ 原子炉冷却材再循環ポンプモーターケーシング(改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものに限る。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	ジェットポンプ計測管貫通部シール		ト ジェットポンプ計測管貫通部シールの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	差圧検出・ほう酸水注入管(ティーよりN10ノズルまでの外管)		チ 差圧検出・ほう酸水注入配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	リ 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに限る。)の名称、種類、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	—			—		リ 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものに限る。)の名称、種類、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	—	—	—

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)									
	(8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	34,47	D-3	—	使用済燃料プール温度	4 燃料設備	(8) 使用済燃料貯蔵槽の水位又は漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	20	×	②-B,③
		34	D-3	—	使用済燃料プール水位			20	×	②-C
		69,73	—	S-1	使用済燃料プール温度(SA)【新設】			—	×	②-C
		34,47,69,73	D-3	S-1	使用済燃料プール水位・温度(SA広域)【新設】			20	○(届出)	
	(9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—			—			—	—	—
	4 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項									
	(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	69	—	S-1	代替燃料プール冷却系熱交換器【新設】		(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	×	②-C
	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	12	D-3	—	燃料プール冷却浄化系ポンプ		(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	×	②-B,③
		69	—	S-1	常設低圧代替注水系ポンプ【新設】			—	×	②-C
		69	—	S-1	代替燃料プール冷却系ポンプ【新設】			—	×	②-C
		69,70,71	—	S-1	可搬型代替注水大型ポンプ【新設】			—	×	②-C
		69,71	—	S-1	可搬型代替注水中型ポンプ【新設】			(5の2第2項)	×	④
	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5	D-1	—	フィルタ脱塩器逆洗水受タンク			—	×	①
	(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	69,71	—	S-1	代替淡水貯槽【新設】			—	×	①
		69,71	—	S-1	西側淡水貯水設備【新設】			—	×	①
	(5) スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	69	—	S-4	スキマサージタンク		(3) スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	×	②-C,③
	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	D-1	—	フィルタ脱塩器		(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—			—	—	—
	(8) 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5	D-1	—	DBクラス3配管(燃料プール冷却浄化系)		(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5, (5の2第2項)	×	②-A,③
			D-5	—					×	
		4,5,26	D-1 D-7	—	DBクラス3配管(燃料プール冷却浄化系)			5,25 (5の2第2項)	○(届出)	
		69	—	S-1	SAクラス2配管(代替燃料プール注水系)【新設】			—	×	②-C
		69	—	S-1	SAクラス3配管(代替燃料プール注水系)【新設】			—	×	②-C
		69	—	S-1	SAクラス2配管(代替燃料プール冷却系)【新設】			—	×	②-C
			—	S-3 S-4 S-5				—	×	②-C,③
		69,70	—	S-1	SAクラス3配管(原子炉建屋放水設備)			—	×	①
		71	—	S-1	SAクラス3配管(代替水源供給設備)			—	×	①
	5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—			—		5 燃料設備の適用基準及び適用規格	—	—	—
	6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項									
	(1) 品質保証の実施に係る組織	—			—			—	×	①
	(2) 保安活動の計画	—			—			—	×	
	(3) 保安活動の実施	—			—			—	×	
	(4) 保安活動の評価	—			—			—	×	
	(5) 保安活動の改善	—			—			—	×	

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
原子炉冷却系統施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあっては、次の事項					2 原子炉冷却系統設備	沸騰水型原子力発電設備に係るもの(蒸気タービンに係るものを除く。)にあっては、次の事項			
	1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度						1 原子炉冷却材の種類及び純度並びに原子炉圧力容器本体の入口及び出口の原子炉冷却材の圧力及び温度			
	2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量						2 原子炉圧力容器本体の炉心の原子炉冷却材の流量及び蒸気の発生量			
	3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項						3 原子炉冷却材再循環設備に係る次の事項			
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(インターナルポンプにあっては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。)	4,5	D-1	—	再循環系ポンプ		(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性定数又は回転速度半減時間、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(インターナルポンプにあっては、原動機の冷却方式及び定格回転速度を付記すること。)	5	×	②-A,③
	(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—					(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—
	(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4,5	D-1	—	DBクラス1配管(原子炉冷却材再循環系)		(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
	4 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項						4 原子炉冷却材の循環設備に係る次の事項			
	(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—					(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—					(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5,61	D-1	S-4	自動減圧機能用アキュムレータ		(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A, ②-C,③
	(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	復水脱塩系脱塩器		(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	(5) 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものを除く。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	4,5	D-1	—	流出制限器		(5) 主蒸気流量制限器(改良型沸騰水型原子力発電設備に係るものを除く。)の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
	(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数(自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。)、取付箇所及び吹出場所	4,5,33,57,60	D-1	S-2	B22-F013D, E, J, M, N, P, U		(6) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数(自動減圧機能を有する場合は、その個数を付記すること。)、取付箇所及び吹出場所	5, 16	○(認可)	
	(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。)	4,5	D-1	—	B22-F022A, B, C, D		(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(主蒸気隔離弁にあっては、閉止時間及び漏えい率を付記すること。)	5	×	②-A,③
	(8) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4,5	D-1	—	DBクラス1配管(主蒸気系)		(8) 主配管の名称、最高使用圧力、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由			
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(*)		
原子炉冷却系統施設	(8) 主配管(使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5	D-1	—	DBクラス1配管(残留熱除去系)	2 原子炉冷却系統設備	(5) 主配管(使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③		
		4,5	D-1	—	DBクラス2配管(残留熱除去系)			5	×	②-A,③		
		4,5,32	D-1 D-7	—	DBクラス2配管(残留熱除去系)			5, 17	○(認可)			
		4,5,27,62,63	D-1 D-2 D-1 D-2 D-5	S-2	DBクラス1/SAクラス2配管(残留熱除去系)			5, 16の2	×	②-A,②-C,③		
											×	②-A,②-B,②-C,③
											×	②-A,②-B,②-C,③
		4,5,62,63	D-1	S-2	DBクラス2/SAクラス2配管(残留熱除去系)			5	×	②-A,②-C,③		
		4,5,26,32,33,44,62,63	D-1 D-7	S-2	DBクラス2/SAクラス2配管(残留熱除去系)			5,25,17,16,32	○(認可)			
		4,5,32,44,63	D-1 D-7	S-3	SAクラス2配管(残留熱除去系)			5, 17, 32	○(認可)			
		62,63	—	S-5				—	×	②-C,③		
		62,63	—	S-3 S-5	SAクラス2配管(格納容器圧力逃がし装置)			—	×	②-C,③		
				S-5				—	×	②-C,③		
		63	—	S-1	SAクラス2配管(格納容器圧力逃がし装置)【新設】			—	×	②-C		
				S-3 S-5				—	×	②-C,③		
				S-5				—	×	②-C,③		
63	—	S-1	SAクラス3配管(格納容器圧力逃がし装置)【新設】	—	×	②-C						
63	—	S-1	SAクラス2配管(耐圧強化ベント系)【新設】	—	×	②-C						
				S-3 S-5	—	×	②-C,③					
				S-5	—	×	②-C,③					
71	—	S-1	SAクラス3配管(代替水源供給設備)【新設】	—	×	①						
(9) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—	—	—	—	—				
(10) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—	—	—	—	—				
6 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る次の事項												
(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,60	D-1	S-3	高圧炉心スプレー系ポンプ	5	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,②-C,③			
	4,5,62	D-1	S-3	低圧炉心スプレー系ポンプ			5	×	②-A,②-C,③			
	60	—	S-3 S-5	原子炉隔離時冷却系ポンプ			—	×	②-C,③			
	62	—	S-5	残留熱除去系ポンプA, B, C			—	×	②-C,③			
	60	—	S-5	ほう酸水注入ポンプ			—	×	②-C,③			
	60	—	S-1	常設高圧代替注水系ポンプ【新設】			—	×	②-C			
	62	—	S-1	常設低圧代替注水系ポンプ【新設】			—	×	②-C			
	62	—	S-1	代替循環冷却系ポンプ【新設】			—	×	②-C			
	62,71	—	S-1	可搬型代替注水大型ポンプ【新設】			—	×	②-C			
	62,71	—	S-1	可搬型代替注水中型ポンプ【新設】			(5の2第2項)	×	④			

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請, 電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由		
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(*)	
原子炉冷却系統施設	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	60,71	—	S-5	ほう酸水貯蔵タンク	2 原子炉冷却系統設備	—	—	×	②-C,③	
	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	62,71	—	S-1	代替淡水貯槽【新設】	—	—	×	②-C		
		62,71	—	S-1	西側淡水貯水設備【新設】	—	—	×	②-C		
	(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,60	D-1	S-3	高圧炉心スプレー系ストレーナ	(2) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③		
		4,5,62	D-1	S-3	低圧炉心スプレー系ストレーナ	5	×	②-A,②-C,③			
		60	—	S-1	原子炉隔離時冷却系ストレーナ	—	×	②-C			
		62	—	S-3 S-5	残留熱除去系ストレーナA, B, C	—	×	②-C,③			
		(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,57	D-1	S-2	E22-F014	5	×	②-A,②-C,③		
		4,5,57	D-1	S-2	E22-F035	5	×	②-A,②-C,③			
		4,5,57	D-1	S-2	E21-F018	5	×	②-A,②-C,③			
		57	—	S-1	E51-F017	—	×	②-C,③			
		57	—	S-5	C41-F029A, B	—	×	②-C,③			
		57	—	S-5	E12-F025A, B, C	—	×	②-C,③			
	(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	D-1	—	E22-F004	(3) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③		
		4,5	D-1	—	E22-F005	5	×	②-A,③			
		4,5,28,32	D-1 D-7	—	E21-F005	5, 16の3, 17	○(認可)				
		4,5	D-1	—	E21-F006	5	×	②-A,③			
		(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5	D-1	—	DBクラス2配管(高圧炉心スプレー系)	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③	
			4,5,60	D-1	S-2	DBクラス1/SAクラス2配管(高圧炉心スプレー系)	5	×	②-A,②-C,③		
	4,5,60		D-1	S-3	DBクラス2/SAクラス2配管(高圧炉心スプレー系)	5	×	②-A,②-C,③			
	4,5,32,60		D-1 D-7	S-3	DBクラス2/SAクラス2配管(高圧炉心スプレー系)	5, 17	○(認可)				
	4,5,62		D-1	S-2	DBクラス1/SAクラス2配管(低圧炉心スプレー系)	5	×	②-A,②-C,③			
	4,5,62		D-1	S-3	DBクラス2/SAクラス2配管(低圧炉心スプレー系)	5	×	②-A,②-C,③			
	62		—	S-3 S-5	SAクラス2配管(低圧炉心スプレー系)	—	×	②-C,③			
	60		—	S-5	SAクラス2配管(原子炉隔離時冷却系)	—	×	②-C,③			
			—	S-3 S-5		—	×	②-C,③			
			—	S-4 S-5		—	×	②-C,③			
	—		S-5		—	×	②-C,③				
原子炉冷却系統施設	(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	62	—	S-5	SAクラス2配管(低圧注水系)	(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	×	②-C,③		
			—	S-3 S-5		—	×	②-C,③			
		60	—	S-5	SAクラス2配管(ほう酸水注入系)	—	×	②-C,③			
		60	—	S-1	SAクラス2配管(高圧代替注水系)【新設】	—	×	②-C			
			—	S-5		—	×	②-C,③			
			—	S-4 S-5		—	×	②-C,③			
			—	S-3 S-5		—	×	②-C,③			
			—	S-5		—	×	②-C,③			
		62	—	S-1	SAクラス2配管(低圧代替注水系)【新設】	—	×	②-C			
			—	S-5		—	×	②-C,③			
			—	S-3 S-5		—	×	②-C,③			
62	—	S-1	SAクラス3配管(低圧代替注水系)【新設】	—	×	②-C					
62	—	S-1	SAクラス2配管(代替循環冷却系)【新設】	—	×	②-C					
	—	S-5		—	×	②-C,③					
	—	S-3 S-5		—	×	②-C,③					
71	—	S-1	SAクラス3配管(代替水源供給設備)【新設】	—	×	②-C					

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
原子炉冷却系統施設	7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項					2 原子炉冷却系統設備	7 原子炉冷却材補給設備に係る次の事項			
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数 (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所 (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4.5,33 12	D-1 D-3	— —	原子炉隔離時冷却系ポンプ 復水移送ポンプ		(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数 (2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数 (3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数 (4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所 (5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5, 16 —	× ×	②-A,③ ②-B,③
		4.5	D-1	—	復水貯蔵タンク		(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		—			—		(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
		4.5	D-1	—	E51-F063		(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4.5,28,33	D-1 D-7	—	E51-F064			5, 16の3, 16	○(認可)	
		4.5	D-1	—	E51-F065			5	×	②-A,③
		4.5	D-1	—	E51-F066			5	×	②-A,③
		4.5	D-1	—	DBクラス1配管(原子炉隔離時冷却系)			5	×	②-A,③
		4.5	D-1	—	DBクラス2配管(原子炉隔離時冷却系)			5	×	②-A,③
		4.5,33	D-1 D-7	—	DBクラス2配管(原子炉隔離時冷却系)			5, 16	○(認可)	
		4.5	D-1	—	DBクラス3配管(原子炉隔離時冷却系)			5	×	②-A,③
		4.5,33	D-1 D-7	—	DBクラス3配管(原子炉隔離時冷却系)			5, 16	×	②-A,③
		4.5	D-1	—	DBクラス2配管(補給水系)			5	×	②-A,③
		4.5	D-1	—	DBクラス3配管(補給水系)			5	×	②-A,③
			D-1 D-5	—				5	×	②-A,③
	8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項						8 原子炉補機冷却設備に係る次の事項			
	(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—			—	—	—
	(2) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5	D-1	—	原子炉補機冷却系熱交換器		(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	12	D-3	—	原子炉補機冷却系ポンプ		(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	×	②-B,③
		4.5	D-1	—	補機冷却系海水系ポンプ			5	×	②-A,③
		4.5,62,63,64,65,66	D-1	S-4	残留熱除去系海水系ポンプ			5	×	②-A,②-C,③
		62,63,64,65,66,69	—	S-1	緊急用海水ポンプ【新設】			—	×	②-C
	(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—			—	—	—
	(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5	D-1	—	サージタンク			5	×	①
	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4.5	D-1	—	補機冷却系海水ストレナ		(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4.5,62,63,64,65,66	D-1	S-4	残留熱除去系海水ストレナ			5	×	②-A,②-C,③
		62,63,64,65,66,69	—	S-1	緊急用海水系ストレナ【新設】			—	×	②-C
	(7) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—
	(8) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—			—	—	—

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由					
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)				
原子炉冷却系統施設	(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5	D-1	—	DBクラス3配管(原子炉補機冷却系)	2 原子炉冷却系統設備	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③				
			D-1 D-5	—				5	×	②-A,③				
			D-1	—	DBクラス3配管(補機冷却系海水系)			5	×	②-A,③				
		4,5	D-1	—	DBクラス3配管(残留熱除去系海水系)			5	×	②-A,③				
		4,5,62,63,64,65,66,69	D-1	S-3 S-4	DBクラス3/SAクラス2配管(残留熱除去系海水系)			5	×	②-A,②-C,③				
		4,5,62,63,64,65,66	D-1	S-4	DBクラス3/SAクラス2配管(残留熱除去系海水系)			5	×	②-A,②-C,③				
		4,5,33,62,63,64,65,66,69	D-1 D-7	S-4	DBクラス3/SAクラス2配管(残留熱除去系海水系)			5,16	○(認可)					
			D-1 D-7	S-3 S-4										
			62,63,64,65,66,69	—							S-1	SAクラス2配管(緊急用海水系)【新設】	—	×
		—	—	—	S-4 S-5			—	×	①				
		—	—	—	S-3 S-4 S-5			—	×	①				
		(10) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—	—			—	—	—	—	—	—	
		(11) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—	—			—	—	—	—	—	—	
		9 原子炉冷却材浄化設備に係る次の事項												
		(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—			再生熱交換器	5	×	②-A,③			
4,5	D-1		—	非再生熱交換器	5	×	②-A,③							
(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	—	—	—	—							
(3) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器	5	×	②-A,③							
(4) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—	—	—	—	—							
原子炉冷却系統施設	(5) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	4,5	D-1	—	G33-F001	2 原子炉冷却系統設備	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③				
		4,5	D-1	—	G33-F004			5	×	②-A,③				
	(6) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4,5	D-1	—	DBクラス1配管			5	×	②-A,③				
		4,5	D-1	—	DBクラス2配管			5	×	②-A,③				
		4,5	D-1	—	DBクラス3配管			5	×	②-A,③				
10 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—	—	格納容器床ドレン流量計	—	×	①							
11 原子炉冷却系統施設(蒸気タービンを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—	—	—	—							
12 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項														
(1) 品質保証の実施に係る組織	—	—	—	—	—	—	×	①						
(2) 保安活動の計画	—	—	—	—	—	—	×							
(3) 保安活動の実施	—	—	—	—	—	—	×							
(4) 保安活動の評価	—	—	—	—	—	—	×							
(5) 保安活動の改善	—	—	—	—	—	—	×							

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
計測制御系統施設	<p>設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)</p> <p>沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあっては、次の事項</p> <p>1 制御方式及び制御方法</p> <p>(1) 発電用原子炉の制御方式</p> <p>発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式</p> <p>(2) 発電用原子炉の制御方法</p> <p>制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法</p> <p>2 制御材に係る次の事項</p> <p>(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、最大反応度価値(制御棒グループごとに引抜く場合は、グループ及び一本の別に記載すること。)、主要寸法、個数及び落下速度</p> <p>(2) ほう酸水の名称、種類、組成、反応度制御能力、停止余裕、負の反応度添加率及び貯蔵量</p> <p>3 制御材駆動装置に係る次の事項</p> <p>(1) 制御材駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあっては原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(2) 制御材駆動水圧設備に係る次の事項</p> <p>イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)</p> <p>4 ほう酸水注入設備に係る次の事項</p> <p>(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(3) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)</p> <p>(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)</p>	59, 61	D-5	S-2	発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系等の制御方式	3 計測制御系統設備	沸騰水型原子力発電設備に係るもの(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものを除く。)にあっては、次の事項		×	②-C,③
		59, 61	D-5	S-2	制御棒の位置の制御方法、原子炉再循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、給水の制御方法及び安全保護系等の制御方法				×	②-C,③
		4,5,36,59	D-1 D-7	S-2	制御棒		5,23		○(認可)	
		59	-	S-2	ほう酸水				×	②-C,③
		4,5,59	D-1	S-2	制御材駆動機構		5		×	②-A,②-C,③
		-	-	-	-				-	-
		4,5,59	D-1	S-2	水圧制御ユニットアキュムレータ		5		×	②-A,②-C,③
		4,5,59	D-1	S-2	水圧制御ユニット窒素容器		5		×	②-A,②-C,③
		4,5	D-1	-	スクラム水排出容器		5		×	②-A,③
		-	-	-	-				-	-
		4,5,59	D-1	S-2	C12-126		5		×	②-A,②-C,③
		4,5,59	D-1	S-2	C12-127		5		×	②-A,②-C,③
		4,5	D-1	-	DBクラス2配管(制御棒駆動水圧系)		5		×	②-A,③
		4,5	D-1	-	DBクラス3配管(制御棒駆動水圧系)		5		×	②-A,③
		4,5,59	D-1	S-2	DBクラス2/SAクラス2配管(制御棒駆動水圧系)		5		×	②-A,②-C,③
		4,5,59	D-1	S-4			5		×	②-A,②-C,③
		4,5,59	D-1	S-2	DBクラス3/SAクラス2配管(制御棒駆動水圧系)		5		×	②-A,②-C,③
		4,5,59	D-1	S-4			5		×	②-A,②-C,③
		59	-	S-3 S-5	SAクラス2配管(制御棒駆動水圧系)		-		×	②-C,③
		4,5,59	D-1	S-2	ほう酸水注入ポンプ		5		×	②-A,②-C,③
		4,5,59	D-1	S-2	ほう酸水貯蔵タンク		5		×	②-A,②-C,③
		4,5,57	D-1 D-3	S-2	C41-F029A, B		5		×	②-A,②-C,③
		-	-	-	-				-	-
		4,5,59	D-1	S-2	DBクラス2/SAクラス2配管(ほう酸水注入系)		5		×	②-A,②-C,③
		59	-	S-3 S-5	SAクラス2配管(ほう酸水注入系)		-		×	②-C,③

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
計測制御系統施設	5 計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)					3 計測制御系統設備	5 計測装置に係る次の事項(警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。)			
	(1) 起動領域計測装置(中性子源領域計測装置、中間領域計測装置)及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,73	D-1	S-2	起動領域計装		(1) 起動領域計測装置(中性子源領域計測装置、中間領域計測装置)及び出力領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	②-A,②-C,③
		4,5,73	D-1	S-2	出力領域計装			5	×	②-A,②-C,③
	(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量(代替注水の流量を含む。)を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	D-1	—	主蒸気流量		(2) 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	②-A,③
		73	—	S-1	原子炉圧力容器温度【新設】			—	×	②-C
		73	—	S-1	高圧代替注水系系統流量【新設】			—	×	②-C
		73	—	S-1	低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用、常設ライン狭帯域用、可搬ライン用、可搬ライン狭帯域用)【新設】			—	×	②-C
		73	—	S-1	代替循環冷却系原子炉注水流量【新設】			—	×	②-C
		73	—	S-1	代替循環冷却系ポンプ入口温度【新設】			—	×	②-C
		73	—	S-2	残留熱除去系熱交換器入口温度			—	×	②-C
		73	—	S-2	残留熱除去系熱交換器出口温度			—	×	②-C
		4,5,73	D-1	S-2	原子炉隔離時冷却系系統流量			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,73	D-1	S-2	高圧炉心スプレイ系系統流量			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,73	D-1	S-2	低圧炉心スプレイ系系統流量			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,73	D-1	S-2	残留熱除去系系統流量			5	×	②-A,②-C,③
	(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,73	D-1	S-2	原子炉圧力		(3) 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	②-A,②-C,③
		73	—	S-1	原子炉圧力(SA)【新設】			—	×	②-C
		4,5	D-1	—	原子炉水位			5	×	②-A,③
		4,5,73	D-1	S-2	原子炉水位(広帯域)【新設】			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,73	D-1	S-2	原子炉水位(燃料域)【新設】			5	×	②-A,②-C,③
		73	—	S-1	原子炉水位(SA広帯域)			—	×	②-C
		73	—	S-1	原子炉水位(SA燃料域)			—	×	②-C
	(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,73	D-1	S-1	ドライウエル圧力		(4) 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数	5	×	②-A,②-C,③
		4,5,73	D-1	S-1	サブプレッション・チェンバ圧力			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,73	D-1	S-1	サブプレッション・プール水温度			5	×	②-A,②-C,③
		73	—	S-1	ドライウエル雰囲気温度【新設】			—	×	②-C
		73	—	S-1	サブプレッション・チェンバ雰囲気温度【新設】			—	×	②-C
		73	—	S-1	格納容器下部水温			—	×	②-C
		4,5	D-1	—	格納容器内水素濃度			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	格納容器内酸素濃度			5	×	②-A,③
		67,73	—	S-1	格納容器内水素濃度(SA)【新設】			—	×	②-C
		67,73	—	S-1	格納容器内酸素濃度(SA)【新設】			—	×	②-C
	(5) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	73	—	S-1	代替淡水貯槽水位			—	×	②-C
		73	—	S-1	西側淡水貯水設備水位			—	×	②-C

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
計測制御系統施設	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)					3 計測制御系統設備	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)			
	(6) 原子炉冷却材浄化設備に係る原子炉冷却材の水質を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)						(5) 原子炉冷却材浄化設備に係る原子炉冷却材の水質を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数			
	(7) 原子炉冷却材再循環流量(改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、炉心流量)を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)						(6) 原子炉冷却材再循環流量(改良型沸騰水型原子炉発電設備に係るものにあつては、炉心流量)を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数			
	(8) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)						(7) 制御棒の位置を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数			
	(9) 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)						(8) 制御棒駆動水の圧力を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲及び個数			
	(10) 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	73	—	S-1	低圧代替注水系格納容器スプレイ流量(常設ライン用、可搬ライン用)【新設】			—	×	①
		73	—	S-1	低圧代替注水系格納容器下部注水流量【新設】			—	×	①
		73	—	S-1	代替循環冷却系格納容器スプレイ流量【新設】			—	×	①
	(11) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,73	D-1	S-1	サブプレッション・プール水位			5	×	①
		73	—	S-1	格納容器下部水位【新設】			—	×	①
	(12) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	68,73	—	S-1	原子炉建屋水素濃度【新設】			—	×	①
	6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)、原子炉非常停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件	12	D-3	—	原子炉圧力高			—	×	②-B,③
		12,35	D-3 D-7	—	原子炉水位低			22	○(認可)	
		12	D-3	—	ドライウエル圧力高			—	×	②-B,③
		—			中性子束高			—	×	②-B,③
		—			スクラム水排出容器水位高			—	×	②-B,③
		—			原子炉出カベリオド短			—	×	②-B,③
		—			中性子束計装動作不能			—	×	②-B,③
		—			中性子束低			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	主蒸気管放射能高			—	×	②-B,③
		—			主蒸気隔離弁開			—	×	②-B,③
		—			主蒸気止め弁開			—	×	②-B,③
		—			蒸気加減弁急速開			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	原子炉モード・スイッチ「停止」			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	手動			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	地震加速度大			—	×	②-B,③
	7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)、工学的安全施設等の起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件	12,35,59,61	D-3 D-7	S-1	原子炉水位異常低下(レベル1, 2)			22	○(認可)	
		12,35	D-3 D-7	—	原子炉水位低			22	○(認可)	
		12			原子炉建屋放射能高			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	主蒸気管圧力低			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	主蒸気管放射能高			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	主蒸気管トンネル温度高			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	主蒸気管流量大			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	復水器真空度低			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	ドライウエル圧力高			—	×	②-B,③
		12	D-3	—	手動			—	×	②-B,③
		59	—	S-1	原子炉圧力高(ATWS)【新設】			—	×	②-C
		59	—	S-1	手動スイッチ【新設】			—	×	②-C
		59	—	S-1	再循環系ポンプ遮断器手動スイッチ【新設】			—	×	②-C
		59	—	S-1	低速度用電源装置遮断器手動スイッチ【新設】			—	×	②-C
		35,59	D-3 D-7	S-7	原子炉水位異常低下(レベル1)とドライウエル圧力高の同時信号			22	○(認可)	

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
計測制御系統施設	8 制御用空気設備に係る次の事項					3 計測制御系統設備	8 制御用空気設備に係る次の事項			
	(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	61	—	S-1	非常用窒素供給系高圧窒素ポンペ【新設】、非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ポンペ【新設】		(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	×	②-C
	(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	—	—	—
	(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—	—	—
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5	D-1	—	DBクラス2配管(窒素供給系)		(4) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	DBクラス3配管(窒素供給系)			5	×	②-A,③
		61	—	S-1	SAクラス2配管(非常用窒素供給系)【新設】			—	×	②-C
			—	S-3				—	×	②-C,③
			—	S-5				—	×	②-C,③
			—	S-3				—	×	②-C,③
			—	S-4				—	×	②-C,③
			—	S-5				—	×	②-C,③
		61	—	S-1	SAクラス2配管(非常用逃がし安全弁駆動系)【新設】			—	×	②-C
			—	S-3				—	×	②-C,③
			—	S-5				—	×	②-C,③
	9 原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項						9 原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係る次の事項			
	(1) 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、相、周波数、個数及び取付箇所(電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること。)	—			—		(1) 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数電源装置の名称、種類、容量、主要寸法、電圧、相、周波数及び個数(電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること。)	—	—	—
	(2) 原子炉冷却材再循環ポンプMGセットの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧、個数及び取付箇所(可変流体継手を有する場合は、種類、出力、すくい管速度及び個数を記載すること。)	—			—		(2) 原子炉冷却材再循環ポンプMGセットの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧及び個数(可変流体継手を有する場合は、種類、出力、すくい管速度及び個数を記載すること。)	—	—	—
	10 計測制御系統施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—			—		10 計測制御系統設備の適用基準及び適用規格	—	—	—
計測制御系統施設	11 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項					3 計測制御系統設備	—			
	(1) 品質保証の実施に係る組織	—			—		—	—	×	①
	(2) 保安活動の計画	—			—		—	—	×	
	(3) 保安活動の実施	—			—		—	—	×	
	(4) 保安活動の評価	—			—		—	—	×	
	(5) 保安活動の改善	—			—		—	—	×	
	発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものについては次の事項					(三) 付帯設備 1 発電所の運転を管理するための制御装置	—			
	1 制御方式	—	D-5	—	中央制御方式による常時監視並びに手動及び自動制御		制御方式	—	—	—
	2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	38,74	D-3	S-1	中央制御室機能(津波・構内監視カメラ、気象観測設備、取水ビット水位計、潮位計、衛星電話設備(可搬型)(待避室)、データ表示装置(待避室)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、可搬型照明(SA)、給電含む)【新設】		中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能	24の2	×	②-B,②-C,③
		38	D-3	—	中央制御室機能(盤面器具のグループ化、操作器具、操作方法の統一性、制御盤の手すり、天井照明設備の落下防止措置、識別管理、公的機関からの気象情報の入手含む)			24の2	×	②-B,③
		38	D-3	—	中央制御室外原子炉停止機能			24の2	×	②-B,③
	3 緊急時制御室操作機能	—			—		—	—	—	—

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
放射性廃棄物の廃棄施設	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)									
	1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項					6 廃棄設備	1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項			
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	—		(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	4,5	D-1	—	使用済樹脂貯蔵タンク		(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	クラッドスラリタンク			5	×	②-A,③
		4,5,15,40	D-1 D-7	—	使用済粉末樹脂貯蔵タンク			5, 31	○(認可)	
	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	—			—		(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	—	—	—
	(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—			—		(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—			—		(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	—	—	—
	(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料	—			—		(6) 廃棄物貯蔵庫の名称、種類、容量、主要寸法及び材料	—	—	—
	2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項(機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。)						2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備に係る次の事項(機器がある処理能力を発揮することを目的として一体となった装置を構成する場合は、その装置の名称、種類、処理能力及び個数を付記すること。)			
	(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1	—	排ガス復水器		(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	排ガス前置除湿器			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	再生ガス加熱器			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	廃液濃縮器加熱器			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	蒸気加熱器			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	タンクベント冷却器			5	×	②-A,③
	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力(真空ポンプにあっては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	4,5	D-1	—	廃棄物処理棟機器ドレンサンプポンプ		(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力(真空ポンプにあっては到達真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,③
		39	D-7	—	廃液フィルタ保持ポンプ			30	×	③
		39	D-7	—	ブリコートポンプ			30	×	③
		4,5	D-1	—	廃棄物処理棟床ドレンサンプポンプ			5	×	②-A,③
		39	D-7	—	床ドレンフィルタ保持ポンプ			30	×	③
		39	D-7	—	廃液中和スラッジ受ポンプ			30	×	③
		39	D-7	—	ミキサー洗浄ポンプ			30	×	③
	(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—			—		(3) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

*の理由 ①: 炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規則DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

【変更認可申請(炉規則:3/4申請, 電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規則及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規則のみはオレンジ部分で示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
放射性廃棄物の廃棄施設	(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	4,5	D-1	—	排ガス再結合器	6 廃棄設備	(4) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	廃液収集タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	サージタンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	凝集装置供給タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	凝縮水サンプルタンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	廃棄物処理建屋機器ドレンサンブタンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	電磁ろ過器供給タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	機器ドレン処理水タンク			5	×	②-A,③
		39	D-7	—	ブリコートタンク			30	○(届出)	
		15, 29, 39	D-7	—	格納容器機器ドレンサンブ			30	○(届出)	
		4,5	D-1	—	床ドレン収集タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	床ドレンサンプルタンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	廃液中和タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	廃棄物処理建屋高電導度ドレンサンブタンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	廃液フィルタ逆洗水受タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	床ドレンフィルタ逆洗水受タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	原子炉冷却材浄化系フィルタ脱塩器逆洗水受タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	廃液スラッジ貯蔵タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	床ドレンスラッジ貯蔵タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	濃縮廃液貯蔵タンク			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	使用済樹脂貯蔵タンク			5	×	②-A,③
		39	D-7	—	廃液中和スラッジ受タンク			5	○(届出)	
		39	D-7	—	濃縮廃液計量タンク			30	○(届出)	
		39	D-7	—	ミキサー洗浄タンクB			30	○(届出)	
		39	D-7	—	パッチタンク			30	○(届出)	
		39	D-7	—	スラッジ計量ホッパー			30	○(届出)	
		39	D-7	—	チャージホッパー			30	○(届出)	
		39	D-7	—	苛性溶液タンク			30	○(届出)	
		39	D-7	—	セメントサイロ			30	○(届出)	
		39	D-7	—	セメント計量ホッパー			30	○(届出)	
		4,5	D-1	—	廃油タンク(東海、東海第二発電所共用)			5	×	②-A,③
		4,5			プール水脱塩器			5	×	②-A,③

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】

- 変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
- 変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
放射性廃棄物の廃棄施設	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)									
	(5) 流体状の放射性廃棄物の運搬用容器(放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(流体が液体の場合にあつては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料					6 廃棄設備	(5) 流体状の放射性廃棄物の運搬用容器(放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル(流体が液体の場合にあつては、三十七キロベクレル毎立方センチメートル)以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料			
	(6) 固体状の放射性廃棄物(原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。)の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料						(6) 固体状の放射性廃棄物(原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。)の運搬用容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料			
	(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	15, 29, 39	D-7		格納容器床ドレンサンプ		(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法	30	○(届出)	
	(8) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5	D-1		排ガス気水分離器		(8) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		4,5	D-1		排ガス前置フィルタ			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		気水分離器			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		排ガス後置除湿器			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		排ガスメッシュフィルタ			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		排ガス活性炭ベッド			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		再生ガスメッシュフィルタ			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		再生ガス気水分離器			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		再生ガス油分離器			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		排ガスフィルタ			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		電磁ろ過器			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		超ろ過器			5	×	②-A,③
		39	D-7		廃液フィルタ			30	○(届出)	
		39	D-7		床ドレンフィルタ			30	○(届出)	
		4,5	D-1		廃液濃縮器			5	×	②-A,③
	(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	4,5	D-1		G13-F132		(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4,5	D-1		G13-F133			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		G13-F129			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		G13-F130			5	×	②-A,③

【参考】東海第二発電所 炉規制法に基づく工認対象設備に対する電気事業法での工認手続き要否整理表(18/33)

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由				
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)			
放射性廃棄物の廃棄施設	(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4,5	D-1	—	DBクラス3配管(気体廃棄物処理系)	6 廃棄設備	(10) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③			
		4,5	D-1	—	DBクラス2配管(液体廃棄物処理系)			5	×	②-A,③			
		4,5	D-1	—	DBクラス3配管(液体廃棄物処理系)			5	×	②-A,③			
		15,39	D-7	—	DBクラス3配管(液体廃棄物処理系/機器ドレン系)			30	○(届出)				
		4,5,15,39	D-1 D-7	—	DBクラス3配管(液体廃棄物処理系/床ドレン系)			30	○(届出)				
		4,5	D-1	—	DBクラス3配管(固体廃棄物処理系)			5	×	②-A,③			
		4,5	D-1 D-5	—	DBクラス3配管(固体廃棄物処理系)			5	×	②-A,③			
		39	D-7	—	DBクラス3配管(固体廃棄物処理系)			30	○(届出)				
		4,5,39	D-1 D-7	—	DBクラス3配管(固体廃棄物処理系)			30	○(届出)				
		(11) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—					—	(11) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	
		(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—					—	(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	
		(13) ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—					—	(13) ブロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—	
		(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、熔融装置、圧縮装置、アスファルト固化装置、セメント固化装置、ガラス固化装置又はプラスチック固化装置に係る主要機器のうち(1)から(13)までに掲げるもの以外の主要機器の名称、種類、容量又は処理能力、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	4,5	D-1	—			減容器	8 排気筒	名称、種類、主要寸法、材料及び個数(内筒及び外筒の別に記載すること。)	5	×	②-A,③
			39	D-7	—			遠心分離器			30	○(届出)	
			39	D-7	—			スラッジコンベヤー			30	○(届出)	
39	D-7		—	アウトドラムミキサー	30	○(届出)							
39	D-7		—	セメントコンベヤー	30	○(届出)							
39	D-7		—	ドラムコンベヤー	30	○(届出)							
39	D-7		—	ミキサー洗浄タンクA	30	○(届出)							
4,5	D-1		—	減容固化系乾燥機	5	×	②-A,③						
4,5	D-1		—	減容固化系ミストセパレーター	5	×	②-A,③						
(15) 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	—			—	(15) 排気口の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	—	—	—					
(16) 排気筒の名称、種類、主要寸法、材料及び個数(内筒及び外筒の別に記載すること。)	4,5	D-1	—	主排気筒	5	×	②-A,③						
	4,5	D-1	—	非常用ガス処理系排気筒	5	×	②-A,③						
放射性廃棄物の廃棄施設	3 堰その他の設備に係る次の事項				6 廃棄設備	3 堰その他の設備に係る次の事項							
(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を内包する容器(放射性物質の濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	—			—	6 廃棄設備	(1) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物(気体状のものを除く。以下同じ。)を内包する容器(放射性物質の濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の流体状の放射性廃棄物を内包するものに限る。)からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するために施設する堰の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	—	—	—				
(2) 原子炉格納容器本体外に設置される流体状の放射性廃棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する堰(放射性廃棄物運搬用容器にあっては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するために施設する設備)の名称、主要寸法、材料及び取付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	39	D-1	—	キャスク搬出入用出入口			30	×	②-A,③				
	39	D-1	—	サイトバンカトラックエリア出入口			30	×	②-A,③				
	39	D-1	—	廃棄物処理建屋機器搬入用出入口			30	×	②-A,③				
	39	D-1	—	雑固体ドラム搬出入用出入口			30	×	②-A,③				
	39	D-1	—	ドラム搬入室出入口			30	×	②-A,③				
	39	D-1	—	廃棄物処理建屋出入口			30	×	②-A,③				
	39	D-1	—	焼却設備機器搬出入用出入口			30	×	②-A,③				
	39	D-7	—	連絡配管路出入口(中廊下(二階))			30	○(届出)					
	39	D-7	—	サイトバンカ非常用出入口			30	○(届出)					
39	D-7	—	連絡配管路出入口(廃棄物処理棟(ハッチ室(二階)))	30			○(届出)						
4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—			—			4 原子炉格納容器本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は自動警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	—	—	—			
5 放射性廃棄物の廃棄施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—			—			5 廃棄設備の適用基準及び適用規格	—	—	—			
6 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項													
(1) 品質保証の実施に係る組織	—	—	—	—			—	×	①				
(2) 保安活動の計画	—	—	—	—			—	×					
(3) 保安活動の実施	—	—	—	—			—	×					
(4) 保安活動の評価	—	—	—	—			—	×					
(5) 保安活動の改善	—	—	—	—			—	×					

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
原子炉格納施設	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものについては、次の事項					7 原子炉格納施設	沸騰水型原子力発電設備に係るものについては、次の事項			
	1 原子炉格納容器に係る次の事項						1 原子炉格納容器に係る次の事項			
	(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数(ドライウェル及びサブプレッションプールの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。)	4,5,63,64,65,66,67	D-1	S-3	原子炉格納容器		(1) 原子炉格納容器本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数(ドライウェル及びサブプレッションプールの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること。)	5	×	②-A,②-C,③
	(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5,63,64,65,66,67	D-1	S-3	機器搬入用ハッチ		(2) 機器搬出入口の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
	(3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5,63,64,65,66,67	D-1	S-3	所員用エアロック		(3) エアロックの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
		4,5,63,64,65,66,67	D-1	S-3	サブプレッション・チェンバークセスハッチ			5	×	②-A,②-C,③
	(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料	4,5,63,64,65,66,67	D-1	S-3	配管貫通部		(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、構成、主要寸法及び材料	5	○(認可)	
		4,5,27,63,64,65,66,67	D-1 D-2	S-3	配管貫通部			5,16の2	×	②-A,②-C,③
		4,5,63,64,65,66,67	D-1	S-3	電気配線貫通部			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,44,63,64,65,66,67	D-1 D-7	S-3	電気配線貫通部			5	○(認可)	
	2 原子炉建屋に係る次の事項						2 原子炉建屋に係る次の事項			
	(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数	4,5,68,74	D-1	S-2	原子炉建屋原子炉棟		(1) 原子炉建屋原子炉棟の名称、種類、設計気密度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
	(2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数	4,5,68,74	D-1	S-2	原子炉建屋大物搬入口		(2) 機器搬出入口の名称、主要寸法及び個数	5	×	②-A,②-C,③
	(3) エアロックの名称、主要寸法及び個数	4,5,68,74	D-1	S-2	原子炉建屋エアロック		(3) エアロックの名称、主要寸法及び個数	5	×	②-A,②-C,③
	(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料	4,5,68,74	D-1	S-2	原子炉建屋基礎盤		(4) 原子炉建屋基礎スラブの名称、種類、主要寸法及び材料	5	×	②-A,②-C,③
	3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項						3 圧力低減設備その他の安全設備に係る次の事項			
	(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	4,5,63,64,65,66,67	D-1	S-3	真空破壊装置		(1) 真空破壊装置の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,②-C,③
	(2) ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料	4,5,63,64,65,66,67	D-1	S-3	ダイヤフラム・フロア		(2) ダイヤフラムフロアの名称、種類、設計差圧、主要寸法及び材料	5	×	②-A,②-C,③
	(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—			—		(3) ダウンカマの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	4,5,63,64,65,66,67	D-1	S-3	ベント管		(4) ベント管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,②-C,③
	(5) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—			—		(5) ベントヘッダの名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	(6) 原子炉格納容器安全設備に係る次の事項						(6) 原子炉格納容器スプレイ設備に係る次の事項			
	イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—	—	—
	ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	64	—	S-5	残留熱除去系熱交換器		イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数	—	×	②-C,③
	ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	64 66 64,66 64,66,70,71 64,66,71 65,66	— — — — —	S-5 S-5 S-1 S-1 S-1 S-1	残留熱除去系ポンプA, B ほう酸水注入ポンプ 常設低圧代替注水系ポンプ【新設】 可搬型代替注水大型ポンプ【新設】 可搬型代替注水中型ポンプ【新設】 代替循環冷却系ポンプ【新設】		ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	— — — — — —	×	②-C,③ ②-C,③ ②-C ②-C ②-C ②-C
	ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—	—	—
	ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	66,71	—	S-5	ほう酸水貯蔵タンク		—	—	×	②-C,③
	ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	64,66,71 64,66,71 66	— — —	S-1 S-1 S-1	代替淡水貯槽【新設】 西側淡水貯水設備【新設】 格納容器床ドレンサンプ【新設】		—	—	×	②-C ②-C ②-C
	ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	64,65,66 66	— —	S-3 S-5 S-3 S-5	残留熱除去系ストレーナA, B 高圧炉心スプレイ系ストレーナ		ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	— —	×	②-C,③ ②-C,③
	チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	57 57 57 57 57 57	— — — — — —	S-5 S-5 S-5 S-5 S-2 S-2	E12-F025A E12-F025B E12-F025C E21-F018 C41-F029A C41-F029B		—	—	×	②-C,③ ②-C,③ ②-C,③ ②-C,③ ②-C,③ ②-C,③

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】

- 変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
- 変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
原子炉格納施設	リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—	—	—	7 原子炉格納施設	ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	—	—	—
	ヌ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5	D-1	—	DBクラス2配管(格納容器スプレイヘッダ)		ホ 主配管(スプレイヘッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		64	—	S-5	SAクラス2配管(格納容器スプレイ冷却系)			—	×	②-C,③
		64	—	S-3 S-5				—	×	②-C,③
		64	—	S-5	SAクラス2配管(サブプレッション・プール冷却系)			—	×	②-C,③
		64	—	S-3 S-5				—	×	②-C,③
		66	—	S-5	SAクラス2配管(ほう酸水注入系)			—	×	②-C,③
		66	—	S-3 S-5				—	×	②-C,③
		64	—	S-1	SAクラス2配管(代替格納容器スプレイ冷却系)【新設】			—	×	②-C
				S-5				—	×	②-C,③
				S-3 S-5				—	×	②-C,③
		64	—	S-1	SAクラス3配管(代替格納容器スプレイ冷却系)【新設】			—	×	②-C
		65	—	S-1	SAクラス2配管(代替循環冷却系)【新設】			—	×	②-C
		65, 66	—	S-5				—	×	②-C,③
		65, 66	—	S-3 S-5				—	×	②-C,③
		66	—	S-1	SAクラス2配管(格納容器下部注水系)【新設】			—	×	②-C
		66	—	S-1 S-2				—	×	②-C,③
		66	—	S-3 S-5				—	×	②-C,③
		66	—	S-1	SAクラス3配管(格納容器下部注水系)【新設】			—	×	②-C
		66	—	S-1	SAクラス2配管(ベDESTAL排水系)【新設】			—	×	②-C
		66	—	S-3 S-5				—	×	②-C,③
		66	—	S-1	SAクラス2配管(高圧代替注水系)【新設】			—	×	②-C
		66	—	S-5				—	×	②-C,③
		66	—	S-3 S-5				—	×	②-C,③
		66	—	S-4 S-5				—	×	②-C,③
		66	—	S-1	SAクラス2配管(低圧代替注水系)【新設】			—	×	②-C
		66	—	S-5				—	×	②-C,③
		66	—	S-3 S-5				—	×	②-C,③
		66	—	S-1	SAクラス3配管(低圧代替注水系)【新設】			—	×	②-C
		70	—	S-1	SAクラス3配管(原子炉建屋放水設備)【新設】			—	×	②-C
		71	—	S-1	SAクラス3配管(代替水源供給設備)【新設】			—	×	②-C
	ル 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—			—	—	—
	ラ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—			—	—	—

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

*の理由 ①: 炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規則DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

【変更認可申請(炉規制:3/4申請, 電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制のみはオレンジ部分で示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
原子炉格納施設	(7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項					7 原子炉格納施設	(7) 可燃性ガス濃度制御設備に係る次の事項			
	イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	ロ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	63,65,67		S-1	窒素供給装置【新設】			5	×	②-C
	ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	D-1		可燃性ガス濃度制御系再結合装置加熱器		ハ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	D-1		低圧マニホールド		ニ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
	ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)						ホ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数			
	チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)						ヘ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数			
	リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	D-1 D-3		2-43V-6A, B				×	①
	ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	D-1		SB2-4A, B	5 放射線管理設備	2(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4,5	D-1		SB2-5A, B			5	×	②-A,③
		4,5	D-1		SB2-7A, B			5	○(認可)	②-A,③
		4,5	D-1		SB2-12A			5	○(認可)	②-A,③
		4,5	D-1		SB2-13A, B			5	○(認可)	②-A,③
		4,5	D-1		SB2-9A, B			5	○(認可)	②-A,③
		4,5	D-1		SB2-11A, B			5	○(認可)	②-A,③
	ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5	D-1		DBクラス4配管(原子炉建屋ガス処理系)非常用ガス処理系、非常用ガス再循環系		(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5,68,74	D-1 D-1	S-4 S-3 S-4	DBクラス4/SAクラス2配管(原子炉建屋ガス処理系)非常用ガス処理系、非常用ガス再循環系			5	×	②-A,②-C,③
		4,5,26,43,44,68,74	D-1 D-7	S-4	DBクラス4/SAクラス2配管(原子炉建屋ガス処理系)			5	×	②-A,②-C,③
			D-1 D-7	S-3 S-4				5	○(認可)	
		4,5	D-1		DBクラス2.3配管(可燃性ガス濃度制御系)	7 原子炉格納施設	チ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5	D-1		DBクラス3配管(主蒸気隔離弁漏えい抑制系)			5	×	②-A,③
		63,65,67		S-1	SAクラス2配管(窒素ガス代替注入系)【新設】				×	②-C
				S-5					×	②-C,③
				S-3 S-5					×	②-C,③
	ヲ プロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	D-1		可燃性ガス濃度制御系再結合装置プロワ		ロ プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,③
		4,5	D-1		主蒸気隔離弁漏えい抑制系プロワ			5	×	②-A,③
	ヅ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5	D-1		可燃性ガス濃度制御系再結合装置		イ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料及び個数	5	×	②-A,③
		68		S-1	静的触媒式水素再結合器【新設】				×	②-C
	カ 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	キ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,68,74	D-1	S-2	非常用ガス再循環系排風機	5 放射線管理設備	2(2) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力及び個数	5	×	②-A,②-C,③
		4,5,26,43,44,68,74	D-1 D-7	S-2	非常用ガス処理系排風機			5, 25, 28, 32	○(認可)	
	ク フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,68,74	D-1	S-2	非常用ガス処理系フィルタトレイン		2(3) フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法及び個数	5	×	②-A,②-C,③

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
原子炉格納施設	(8) 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項					7 原子炉格納施設	(8) 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項			
	イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—			—		イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ロ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—			—		ロ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ハ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—			—		ハ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—	—	—
	ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	4,5	D-1	—	2-26B-2		ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所	5	×	②-A,③
		4,5,44	D-1	—	2-26B-9			5, 32	○(認可)	
		4,5,44	D-1	—	2-26B-12			5, 32	○(認可)	
		4,5	D-1	—	2-26B-5			5	×	②-A,③
		4,5,44	D-1	—	2-26B-6			5, 32	○(認可)	
		4,5,44	D-1	—	2-26B-10			5, 32	○(認可)	
		4,5,44	D-1	—	2-26B-7			5, 32	○(認可)	
		4,5	D-1	—	2-26B-1			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	2-26B-8			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	2-26B-13			5	×	②-A,③
		4,5	D-1	—	2-26B-14			5	×	②-A,③
	ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	4,5	D-1	—	DBクラス2配管(原子炉格納容器調気設備)		ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5	×	②-A,③
		4,5,44	D-1	—	DBクラス2配管(原子炉格納容器調気設備)			5, 32	○(認可)	
		4,5	D-1	—	DBクラス3配管(原子炉格納容器調気設備)			5	×	②-A,③
		4,5	D-5	—				5	×	②-A,③
	(9) 圧力逃がし装置に係る次の事項									
	イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—			—	—	—
	ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	65,67	—	S-1	SA14-F001A, B【新設】			—	×	①
		65,67	—	S-5	2-26B-12			—	×	①
		65,67	—	S-5	2-26B-10			—	×	①
	ハ 圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	65,67	—	S-1	圧力開放板【新設】			—	×	①
	ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	63,65,67	—	S-1	SAクラス2配管(格納容器圧力逃がし装置)【新設】			—	×	①
			—	S-1				—	×	①
			—	S-2				—	×	①
			—	S-5				—	×	①
		65,67	—	S-1	SAクラス3配管(格納容器圧力逃がし装置)【新設】			—	×	①
		71	—	S-1	SAクラス3配管(代替水源供給装置)【新設】			—	×	①
	ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—			—	—	—
	ヘ フィルター(公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。)の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	65,67	—	S-1	フィルタ装置			—	×	①
	4 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—		4 原子炉格納施設の適用基準及び適用規格	—	—	①
	5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項									
	(1) 品質保証の実施に係る組織	—	—	—	—			—	×	①
	(2) 保安活動の計画	—	—	—	—			—	×	
	(3) 保安活動の実施	—	—	—	—			—	×	
	(4) 保安活動の評価	—	—	—	—			—	×	
	(5) 保安活動の改善	—	—	—	—			—	×	

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規制法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
その他発電用原子炉の附属施設	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)					(三) 付帯設備 2 非常用予備発電装置				
1 非常用電源設備	1 常用電源設備との切替方法	45,72	D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機(常用電源設備との切替方法)	1 常用電源設備との切替方法	33	×	②-B,②-C,③	
		45,72	D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(常用電源設備との切替方法)		33	×	②-B,②-C,③	
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置(常用電源設備との切替方法)【新設】		—	×	②-C	
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機(常用電源設備との切替方法)【新設】		—	×	②-C	
		72	—	S-1	可搬型代替低圧電源車(常用電源設備との切替方法)【新設】		—	×	②-C	
		63,65,67	—	S-1	窒素供給装置用電源車(常用電源設備との切替方法)【新設】		—	×	②-C	
		2 非常用発電装置に係る次の事項						2 非常用ディーゼル発電設備に係る次の事項		
(1) ガスタービンに係る次の事項										
イ	ガスタービンの種類、出力、入口及び出口の圧力及び温度、設計外気温度、回転速度、被動機一体の危険速度、排出ガス量、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—		
ロ	主要な管の主要寸法及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	—			—		—	—		
ハ	調速装置及び非常調速装置の種類	—			—		—	—		
ニ	ガスタービンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—		
ホ	ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項	—			—		—	—		
1	空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—		
2	空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—		
3	空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—		
4	冷却塔又は冷却池の種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—		
ヘ	空気冷却器に係る次の事項	—			—		—	—		
1	種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—		
2	中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料	—			—		—	—		
ト	ガスタービンに附属する管に係る次の事項	—			—		—	—		
1	主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	—			—		—	—		
2	安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—			—		—	—		

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規法:3/4申請, 電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①: 炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(*)
1 非常用電源設備	(2) 内燃機関に係る次の事項					(三) 付帯設備 2 非常用予備発電装置				
	イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出口の圧力、回転速度、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機内燃機関		(1) 内燃機関に係る次の事項	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置内燃機関【新設】			—	×	②-C
		72	—	S-1	可搬型代替低圧電源車内燃機関【新設】			—	×	②-C
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機内燃機関(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	—	S-1	窒素供給装置用電源車内燃機関【新設】			—	×	②-C
	ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機調速装置、非常用ディーゼル発電機非常調速装置		ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び種類	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機調速装置、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機非常調速装置			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置調速装置【新設】、常設代替高圧電源装置非常調速装置【新設】			—	×	②-C
		72	—	S-1	可搬型代替低圧電源車調速装置【新設】、可搬型代替低圧電源車非常調速装置【新設】			—	×	②-C
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機調速装置(東海、東海第二発電所共用)【新設】、緊急時対策所用発電機非常調速装置(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	—	S-1	窒素供給装置用電源車調速装置【新設】、窒素供給用電源車非常調速装置【新設】			—	×	②-C
	ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ		ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプ			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置冷却水ポンプ【新設】			—	×	②-C
		72	—	S-1	可搬型代替低圧電源車冷却水ポンプ【新設】			—	×	②-C
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機冷却水ポンプ(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	—	S-1	窒素供給装置用電源車冷却水ポンプ【新設】			—	×	②-C
	ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項						ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に係る次の事項			
	1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-4	非常用ディーゼル発電機空気だめA		1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-4	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機空気だめA			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,57,72	D-1 D-3	S-2	3-14Z1, 3-14Z2		2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,57,72	D-1 D-3	S-2	3-14Z101, 3-14Z102			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,57,72	D-1 D-3	S-2	3-14Z201, 3-14Z202			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—	—	—	—		3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	—	—	—
	ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク		ホ 燃料デイトンク又はサービスタンクの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置燃料油サービスタンク【新設】			—	×	②-C
		72	—	S-1	可搬型代替低圧電源車燃料タンク【新設】			—	×	②-C
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-A, ③
		63, 65, 67	—	S-1	窒素供給装置用電源車燃料タンク【新設】			—	×	②-C

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
1 非常用電源設備	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)									
	(3) ガスタービン及び内燃機関以外を用いた発電装置の名称、電圧、電流、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)					(三) 付帯設備 2 非常用予備発電装置				
	(4) 燃料設備に係る次の事項									
	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ			5, 33	×	①
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ			5, 33	×	①
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ【新設】			—	×	①
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機給油ポンプ(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	①
	ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	軽油貯蔵タンク			5, 33	×	①
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	①
		63,65,67,72	—	S-1	可搬型設備用軽油タンク【新設】			—	×	①
		63,65,67,72	—	S-1	タンクローリ【新設】			—	×	①
	ハ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	—						—	—	—
	ニ 主管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-1	火力技術基準配管(非常用ディーゼル発電装置、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電装置)			—	×	①
		72	—	S-1	火力技術基準配管(常設代替高圧電源装置)【新設】			—	×	①
		76	—	S-1	火力技術基準配管(緊急時対策所用発電機)【新設】			—	×	①
		72	—	S-1	SAクラス3配管(可搬型代替低圧電源車)【新設】			—	×	①
		63,65,67	—	S-1	SAクラス3配管(窒素供給装置用電源車)【新設】			—	×	①
	(5) 発電機に係る次の事項									
	イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置【新設】			(5の2第2項)	×	②-C
		72	—	S-1	可搬型代替低圧電源車【新設】			(5の2第2項)	×	②-C
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63, 65, 67	—	S-1	窒素供給装置用電源車【新設】			—	×	②-C
	ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機励磁装置			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機励磁装置			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置励磁装置【新設】			—	×	②-C
		72	—	S-1	可搬型代替低圧電源車励磁装置【新設】			—	×	②-C
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機励磁装置(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	—	S-1	窒素供給装置用電源車励磁装置【新設】			—	×	②-C
	ハ 保護継電装置の名称及び種類	4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機保護継電装置			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機保護継電装置			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置保護継電装置【新設】			—	×	②-C
		72	—	S-1	可搬型代替低圧電源車保護継電装置【新設】			—	×	②-C
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機保護継電装置(東海、東海第二発電所共用)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	—	S-1	窒素供給装置用電源車保護継電装置【新設】			—	×	②-C
	ニ 原動機との連結方法	45,72	D-3	S-2	非常用ディーゼル発電機(原動機との連結方法)			33	×	②-B,②-C,③
		45,72	D-1 D-3	S-2	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(原動機との連結方法)			33	×	②-B,②-C,③
		72	—	S-1	常設代替高圧電源装置(原動機との連結方法)【新設】			—	×	②-C
		72	—	S-1	可搬型代替低圧電源車(原動機との連結方法)【新設】			—	×	②-C
		76	—	S-1	緊急時対策所用発電機(原動機との連結方法)【新設】			—	×	②-C
		63,65,67	—	S-1	窒素供給装置用電源車(原動機との連結方法)【新設】			—	×	②-C

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
1 非常用電源設備	記載すべき事項					(三) 付帯設備 2 非常用予備発電装	(3) 冷却設備に係る次の事項			
	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)						イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)			
	(6) 冷却設備に係る次の事項						イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)			
	イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-4	非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ		イ 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力(管側及び胴側の別に記載すること。)、最高使用温度(管側及び胴側の別に記載すること。)、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-4	高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機用海水ポンプ		ロ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	4,5,45,72	D-1 D-3	S-4	非常用ディーゼル発電機用海水ストレーナ		ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-4	高圧炉心スプレー系ディーゼル発電機用海水ストレーナ			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
	ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)						ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所			
	ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。)	4,5,45	D-1 D-3		DBNonクラス配管		ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料	5, 33	×	②-A,②-B③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-4	DBNonクラス/SAクラス2配管			5, 33	×	②-A,②-B②-C,③
		4,5,45,72	D-1 D-3	S-4	DBクラス3/SAクラス2配管			5, 33	○(認可)	
	ヘ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	3 その他の電源装置(非常用のものに限る。)に係る次の事項						3 その他の電源装置(非常用のものに限る。)に係る次の事項			
	(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	45,72	D-7	S-1	非常用無停電電源装置		(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法及び個数	33	○(認可)	
		72		S-1	緊急用無停電電源装置【新設】				×	②-C
		72		S-1	可搬型整流器【新設】				×	②-C
	(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	16,45,72	D-1 D-3 D-7	S-2	125V系蓄電池(A系/B系)		(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法及び個数	33	○(認可)	
		5,16,72	D-1 D-3	S-2	125V系蓄電池(HPCS系)			5	×	②-A,②-C,③
		5,16,72	D-1 D-3	S-2	中性子モニタ用蓄電池(A系/B系)			5	×	②-A,②-C,③
		72		S-1	緊急用125V系蓄電池【新設】				×	②-C
		76		S-1	緊急時対策所用125V系蓄電池(東海、東海第二発電所共用)【新設】				×	②-C
		61		S-1	逃がし安全弁用可搬型蓄電池【新設】				×	②-C
	4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格						ヘ 非常用ディーゼル発電設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格			
	5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項									
	(1) 品質保証の実施に係る組織								×	①
	(2) 保安活動の計画								×	
	(3) 保安活動の実施								×	
	(4) 保安活動の評価								×	
	(5) 保安活動の改善								×	

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請について、炉規制及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由		
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)	
2 常用電源設備	1 発電機に係る次の事項					(二) 電気設備	—				
	(1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力	45	D-3	—	発電機	1 発電機	1 種類、容量、力率、電圧、相、周波数、回転速度、結線法及び冷却法並びに発電電動機の場合は、出力	33	×	③	
	(2) 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数(常用及び予備の別に記載すること。)	45	D-3	—	主励磁機、副励磁機		2 励磁装置の種類、容量、回転速度、駆動方法及び個数(常用及び予備の別に記載すること。)	33	×	③	
	(3) 保護継電装置の種類	45	D-3	—	発電機(保護継電装置)		3 保護継電装置の種類	33	×	③	
	(4) 原動機との連結方法	45	D-3	—	発電機(原動機との連結方法)		4 原動機との連結方法	33	×	③	
	2 変圧器に係る次の事項					2 変圧器	規則別表第三の第二号(一)の中欄に準ずるもの		×		
	(1) 変圧器の種類、容量、電圧(一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するもの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。)、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものにあつては、常用及び予備の別	45	D-3	—	主要変圧器		—	33	×	③	
	(2) 保護継電装置の種類	45	D-3	—	主要変圧器(保護継電装置)		—	33	×	③	
	3 遮断器に係る次の事項					3 遮断器	規則別表第三の第二号(七)の中欄に準ずるもの				
	(1) 遮断器の種類、電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数及び取付箇所	45	D-3	—	線路用275kV遮断器		(1) 種類、電圧、電流、遮断電流及び遮断時間	33	×	③	
	(2) 保護継電装置の種類	45	D-3	—	線路用275kV遮断器(保護継電装置)		(2) 保護継電装置の種類	33	×	③	
	4 常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—		—	—	—	—	
	5 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項						—	—	—	—	
	(1) 品質保証の実施に係る組織	—	—	—	—		—	—	×	①	
	(2) 保安活動の計画	—	—	—	—		—	—	×		
	(3) 保安活動の実施	—	—	—	—		—	—	×		
	(4) 保安活動の評価	—	—	—	—		—	—	×		
	(5) 保安活動の改善	—	—	—	—		—	—	×		
	3 補助ボイラー	1 補助ボイラーの種類、最大蒸発量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量及び個数	—			—	10 補助ボイラー	1 種類、最大蒸発量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量、ばい煙量、ばい煙濃度及び個数	—	—	—
		2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	—			—		2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	—	—	—
3 節炭器の伝熱面積		—			—		3 節炭器の伝熱面積	—	—	—	
4 胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料		—			—		4 胴、管寄せ及び管の主要寸法及び材料	—	—	—	
5 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所		—			—		5 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—	
6 ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項							6 ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項				
(1) 給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力		—			—		(1) 給水ポンプの種類、個数並びに原動機の種類及び出力	—	—	—	
(2) 貯水設備の種類、容量及び個数		—			—		(2) 貯水設備の種類、容量及び個数	—	—	—	
7 ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項							7 ボイラーに附属する熱交換器に係る次の事項				
(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数		—			—		(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、主要寸法、材料並びに個数	—	—	—	
(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所		—			—		(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—	
8 ボイラーに附属する通風設備の通風機の種類及び個数		—			—		—	—	—	—	
—					—		(1) 通風機の種類及び個数	—	—	—	
—					—		(2) 煙突の種類、出口のガスの速度及び温度、口径、地表上の高さ、有効高さ並びに個数	—	—	—	
9 ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項							9 ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項				
(1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数	—			—		(1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数	—	—	—		
(2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—			—		(2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所	—	—	—		
(3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数	—			—		(3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数	—	—	—		

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規法別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規法DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規法DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規法SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規法SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(*)
3 補助ボイラー	10 ボイラーに附属する管等に係る次の事項 (1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料 (3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 11 油燃焼用機器に係る次の事項 (1) 原油用又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)用の別 (2) 輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)の発熱量 (3) 熱交換器の種類及び個数 12 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量 13 燃料運搬設備に係る油の輸送管であって、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 14 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数 15 ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格 16 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項 (1) 品質保証の実施に係る組織 (2) 保安活動の計画 (3) 保安活動の実施 (4) 保安活動の評価 (5) 保安活動の改善	—	—	—	10 補助ボイラー	10 ボイラーに附属する管等に係る次の事項 (1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料 (3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所 11 油燃焼用機器に係る次の事項 (1) 原油用又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)用の別 (2) 輸送装置及びバーナーの種類、容量及び個数並びに原油及び原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分 (3) 熱交換器の種類及び個数 12 その他の燃料の燃焼用機器に係る輸送装置及び燃焼器の種類、容量及び個数並びにその他燃料の発熱量、硫黄分、窒素分及び灰分 1 燃料運搬設備に係る油の輸送管であって、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 2 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数 13 ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—	—
		48	D-7	—	重油貯蔵タンク(東海、東海第二発電所共用)	11 補助ボイラーに属する燃料設備	1 燃料運搬設備に係る油の輸送管であって、外径三百ミリメートル以上のものの最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 2 燃料貯蔵設備に係る油タンクの種類、容量及び個数	34	○(届出)	
		—	—	—	—	10 補助ボイラー	13 ボイラーの基本設計方針、適用基準及び適用規格	—	—	—
		—	—	—	—			—	×	①
		—	—	—	—			—	×	
		—	—	—	—			—	×	
		—	—	—	—			—	×	
		—	—	—	—			—	×	
3 補助ボイラー	—					12 補助ボイラーに属するばい煙処理設備	1 種類、容量、入口及び出口におけるばい煙量、ばい煙濃度及びガスの温度、アンモニアの注入量並びにアンモニアの注入により発生するばいじんに係るばい煙濃度 2 ばい煙処理設備に附属する空気圧縮機、通風機、破砕機又は摩砕機の名称、種類、容量及び個数	—	—	—
								—	—	—

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

*の理由 ①: 炉規則別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規則DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規則DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規則SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規則SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

【変更認可申請(炉規則:3/4申請, 電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規則及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規則のみはオレンジ部分で示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
4 火災防護設備	1 火災区域構造物及び火災区画構造物の名称、種類、主要寸法及び材料	11,52	D-3	—	原子炉建屋原子炉棟及び原子炉建屋付属棟	—	—	4の2	×	①
		11	D-3	—	タービン建屋			4の2	×	①
		11,52	D-3	—	海水ポンプエリア			4の2	×	①
		11	D-3	—	廃棄物処理建屋			4の2	×	①
		11	D-3	—	固体廃棄物作業建屋(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①
		11	D-3	—	固体廃棄物貯蔵庫(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①
		11	D-3	—	使用済燃料乾式貯蔵建屋			4の2	×	①
		11,52	D-3	—	給水加熱器保管庫			4の2	×	①
		11	D-3	—	復水貯蔵タンクエリア			4の2	×	①
		11	D-3	—	排気筒モニタ室			4の2	×	①
		11,52	D-3	—	常設代替高圧電源装置置場			4の2	×	①
		11,52	D-3	—	軽油貯蔵タンクエリア			4の2	×	①
		52	D-3	—	緊急時対策所建屋(東海、東海第二発電所共用)			—	×	①
		52	D-3	—	常設低圧代替注水系ポンプ室、格納容器圧力逃がし装置格納槽、緊急用海水ポンプピット			—	×	①
		52	D-3	—	可搬型設備用軽油タンク			—	×	①
2 消火設備に係る次の事項										
(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	11,52	D-3	—	電動機駆動消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用)	—	—	4の2	×	①	
	11,52	D-3	—	構内消火用ポンプ(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①	
	11,52	D-3	—	ディーゼル駆動消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①	
	11,52	D-3	—	ディーゼル駆動構内消火ポンプ(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①	
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	11,52	D-3	—	ハロンポンペ(ほう酸注入系ポンプA用、B用他)	—	—	4の2	×	①	
	52	D-3	—	ハロンポンペ(緊急用電気室(緊急用MCC他、緊急用蓄電池、緊急用125V MCC)用、代替循環冷却系ポンプA用、B用、緊急用海水ポンプ用、緊急時対策所建屋1用、2用(東海、東海第二発電所共用))			—	×	①	
	11,52	D-3	—	ろ過水貯蔵タンク(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①	
	11,52	D-3	—	多目的タンク(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①	
	11,52	D-3	—	原水タンク(東海、東海第二発電所共用)			4の2	×	①	
	11,52	D-3	—	二酸化炭素ポンペ(非常用ディーゼル発電機室用、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用)			4の2	×	①	
	52	D-3	—	二酸化炭素ポンペ(緊急時対策所建屋発電機室2A用、2B用(東海、東海第二発電所共用))			—	×	①	
(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—									
(4) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	—									
(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	11,52	D-3	—	DBクラス3配管	—	—	4の2	×		
3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	—									
4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項										
(1) 品質保証の実施に係る組織	—	—	—	—	—	—	—	×	①	
(2) 保安活動の計画	—	—	—	—	—	—	—	×		
(3) 保安活動の実施	—	—	—	—	—	—	—	×		
(4) 保安活動の評価	—	—	—	—	—	—	—	×		
(5) 保安活動の改善	—	—	—	—	—	—	—	×		

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

*の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

【変更認可申請(炉規制:3/4申請, 電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制のみはオレンジ部分で示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項 設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)		要:○ 否:×	否の理由(*)
5 浸水防護施設	1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主要寸法及び材料	6.51.54	D-3	—	防潮堤(鋼製防護壁、鉄筋コンクリート防潮壁、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	防潮扉1, 2	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	放水路ゲート1, 2, 3	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	構内排水路逆流防止設備1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	取水路点検用開口部浸水防止蓋1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁1, 2	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	取水ビット空気抜き配管逆止弁1, 2, 3	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋1, 2, 3	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	SA用海水ビット開口部浸水防止蓋1, 2, 3, 4, 5, 6	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	緊急用海水ポンプビット点検用開口部浸水防止蓋	—	—	5の2	×	①
		51.54	D-3	—	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋	—	—	—	×	①
		6.51.54	D-3	—	緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	—	—	5の2	×	①
		6.51.54	D-3	—	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁	—	—	5の2	×	①
		51.54	D-3	—	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチA, B	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチA, B	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	—	—	—	×	①
		54	D-3	—	原子炉建屋原子炉棟水密扉	—	—	—	×	①
		54	D-3	—	原子炉建屋付属棟東側水密扉	—	—	—	×	①
		54	D-3	—	原子炉建屋付属棟西側水密扉	—	—	—	×	①
		54	D-3	—	原子炉建屋付属棟南側水密扉	—	—	—	×	①
		54	D-3	—	原子炉建屋付属棟北側水密扉1, 2	—	—	—	×	①
		6.51			貯留堰	—	—	5の2	×	①
	2 内郭浸水防護設備に係る次の事項									
	(1) 防水区画構造物の名称、種類、主要寸法、材料及び取付箇所	54	D-3	—	原子炉建屋原子炉棟水密扉	—	—	—	×	①
		54	D-3	—	原子炉建屋付属棟東側水密扉	—	—	—	×	①
		54	D-3	—	原子炉建屋付属棟西側水密扉	—	—	—	×	①
		54	D-3	—	原子炉建屋付属棟南側水密扉	—	—	—	×	①
		54	D-3	—	原子炉建屋付属棟北側水密扉1, 2	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチA, B	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチA, B	—	—	—	×	①
		51.54	D-3	—	常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉	—	—	—	×	①
		12	D-3	—	残留熱除去系A系ポンプ室水密扉	—	—	—	×	①
		12	D-3	—	原子炉隔離時冷却系室北側水密扉、原子炉隔離時冷却系室南側水密扉	—	—	—	×	①
		12	D-3	—	高圧炉心スプレイポンプ室水密扉	—	—	—	×	①
		6.12.51	D-3	—	海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋1, 2, 3	—	—	5の2	×	①
		12	D-3	—	原子炉建屋原子炉棟溢水拡大防止堰B1-1,2,3,4, 1-1,2,3, 2-1,2, 3-1,2, 4-1, 5-1,2, 6-1,2,3,4,5	—	—	—	×	①
		12	D-3	—	原子炉建屋廃棄物処理棟管理区域外伝搬防止堰1-1,2	—	—	—	×	①
		12	D-3	—	原子炉建屋付属棟溢水拡大防止堰	—	—	—	×	①
		12	D-3	—	タービン建屋管理区域外伝搬防止堰1-1,2,3,4	—	—	—	×	①
		12	D-3	—	原子炉建屋原子炉棟止水板B2-1,2,3, B1-1,2,3, 2-1, 3-1,2,3,4,5,6,7, 4-1,2,3,4,5, 5-1	—	—	—	×	①
		12	D-1	S-2	キャスク搬出入用出入口	—	—	—	×	①
		12	D-1	S-2	サイトバンカトラックエリア出入口	—	—	—	×	①
		12	D-1	S-2	廃棄物処理建屋機器搬入用出入口	—	—	—	×	①
		12	D-1	S-2	雑固体ドラム搬出入用出入口	—	—	—	×	①
		12	D-1	S-2	ドラム搬入室出入口	—	—	—	×	①
		12	D-1	S-2	廃棄物処理建屋出入口	—	—	—	×	①
		12	D-1	S-2	焼却設備機器搬出入用出入口	—	—	—	×	①

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

【変更認可申請(炉規制法:3/4申請、電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制法及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制法のみはオレンジ部分で示す。

*の理由 ①:炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A:炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B:炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C:炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③:既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④:炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由	
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)
5 浸水防護施設	記載すべき事項									
	設備別記載事項(認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。)									
	(2) 区画排水設備に係る次の事項									
	イ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	ハ 主管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)									
	3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格								×	①
	4 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項									
	(1) 品質保証の実施に係る組織								×	①
	(2) 保安活動の計画								×	
(3) 保安活動の実施								×		
(4) 保安活動の評価								×		
(5) 保安活動の改善								×		
6 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)	1 燃料設備に係る次の事項									
	(1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)									
	(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	62.63.64.65.66.67, 69.70.71		S-1	可搬型設備用軽油タンク【新設】				×	①
		11.52	D-3		ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク(東海、東海第二発電所共用)	402		×	①	
		62.63.64.65.66.67, 69.70.71		S-1	タンクローリ【新設】			×	①	
		62.63.64.65.66.67, 69.70.71		S-1	可搬型代替注水大型ポンプ車載燃料タンク【新設】			×	①	
		62.63.64.65.66.67, 69.71		S-1	可搬型代替注水中型ポンプ車載燃料タンク【新設】			×	①	
	(3) 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数									
	(4) 主管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	11.52	D-3		ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク~ディーゼル駆動消火ポンプ内燃機関(東海、東海第二発電所共用)	402		×		
		62.63.64.65.66.67, 69.70.71		S-1	タンクローリ給油用10mホース【新設】			×		
		62.63.64.65.66.67, 69.70.71		S-1	タンクローリ送油用19.5mホース【新設】			×		
	2 補機駆動用燃料設備(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。)の基本設計方針、適用基準及び適用規格								×	①
	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項									
	(1) 品質保証の実施に係る組織								×	①
	(2) 保安活動の計画								×	
(3) 保安活動の実施								×		
(4) 保安活動の評価								×		
(5) 保安活動の改善								×		

○赤文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が同じ箇所を示す。
○黒文字は、炉規則と保安命令の別表第二で、記載すべき事項欄の記載が相違する箇所を示す。

*の理由 ①: 炉規制別表第二での追加記載項目であり、電事法別表第二には該当項目なし
②-A: 炉規制DB耐震基準変更による対象設備(既設設備)であり、電事法での技術基準に変更なし
-B: 炉規制DB技術基準追加要求又は変更による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
-C: 炉規制SA技術基準追加要求による対象設備であり、電事法での技術基準に変更なし
③: 既設設備で電事法別表第一に係る改造・修理を行わない
④: 炉規制SA技術基準要求による対象設備であり、電事法では技術基準第5条の2第2項の対応設備に相当するが、電事法上はDB設備が機能喪失した場合の緊急時対応として一時的に使用する予備機器(予備品)であり、別表第一、第二の記載事項には該当しない

【変更認可申請(炉規制:3/4申請, 電事法:3/18申請)の整理について】
●変更認可申請ついて、炉規制及び電事法の両方の届出が必要な事項は水色部分で示す。
●変更認可申請について、炉規制のみはオレンジ部分で示す。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則【別表第二】(昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号)		技術基準規則	基本設計方針申請区分		設備名	原子力発電工作物の保安に関する命令【別表第二】(平成二十四年九月十四日経済産業省令第六十九号)		技術基準省令(省令62号)	電事法手続きの要否と理由		
発電用原子炉施設の種類	記載すべき事項		DB	SA		電気工作物の種類	記載すべき事項		要:○ 否:×	否の理由(*)	
7 非常用取水設備	1 取水設備(非常用の冷却用海水を確保する構築物に限る。)の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	33,62,63,64,65,66,71	D-3	S-1	取水構築物	-	-	16	×	①	
		33,62,63,64,65,66,71	D-3	S-1	貯留堰			16	×	①	
		62,63,64,65,66,69,70,71	-	S-1	SA用海水ビット取水塔【新設】			-	×	①	
		62,63,64,65,66,69,70,71	-	S-1	海水引込み管【新設】			-	×	①	
		62,63,64,65,66,69,70,71	-	S-1	SA用海水ビット【新設】			-	×	①	
		62,63,64,65,66,69	-	S-1	緊急用海水ポンプビット【新設】			-	×	①	
		62,63,64,65,66,69	-	S-1	緊急用海水取水管【新設】			-	×	①	
	2 非常用取水設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	-	-	-	-			-	-	×	①
	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項	-	-	-	-			-	-	×	①
	(1) 品質保証の実施に係る組織	-	-	-	-			-	×		
	(2) 保安活動の計画	-	-	-	-			-	×		
	(3) 保安活動の実施	-	-	-	-			-	×		
	(4) 保安活動の評価	-	-	-	-			-	×		
(5) 保安活動の改善	-	-	-	-	-	×					
8 敷地内土木構築物	1 敷地内土木構築物(地震による斜面の崩壊の防止措置を実施するためのものに限る。)の名称、種類、設置場所及び個数	-	-	-	-	-	-	×	①		
		-	-	-	-	-	-	×			
	2 敷地内土木構築物の基本設計方針、適用基準及び適用規格	-	-	-	-	-	-	×			
	3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項	-	-	-	-	-	-	×			
	(1) 品質保証の実施に係る組織	-	-	-	-	-	×				
	(2) 保安活動の計画	-	-	-	-	-	×				
	(3) 保安活動の実施	-	-	-	-	-	×				
	(4) 保安活動の評価	-	-	-	-	-	×				
	(5) 保安活動の改善	-	-	-	-	-	×				
	9 緊急時対策所	1 緊急時対策所機能	46,76	D-3	S-1	緊急時対策所機能(東海、東海第二発電所共用)	-	24の3		×	①
46,76			D-3	S-6	酸素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	-	×	①			
46,76			D-3	S-6	二酸化炭素濃度計(東海、東海第二発電所共用)	-	×	①			
2 緊急時対策所の基本設計方針、適用基準及び適用規格		-	-	-	-	-	-	×	①		
3 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項		-	-	-	-	-	-	×	①		
(1) 品質保証の実施に係る組織		-	-	-	-	-	×				
(2) 保安活動の計画		-	-	-	-	-	×				
(3) 保安活動の実施		-	-	-	-	-	×				
(4) 保安活動の評価		-	-	-	-	-	×				
(5) 保安活動の改善		-	-	-	-	-	×				